



東大阪市「こども 1 1 0 番の家」プレート及び小旗交付要領

（目的）

第 1 条 東大阪市「こども 1 1 0 番の家」プレート及び小旗交付事業は、地域の協力家庭に対して、プレート又は、小旗（以下「プレート等」という。）を無償で交付することにより、「こども 1 1 0 番の家」運動を積極的に支援することを目的とする。

（交付対象者）

第 2 条 プレート等の交付を受けることができる者は、地域において本運動を推進する団体（以下、「推進団体」という。）が作成する、「こども 110 番の家」運動協力者名簿（様式自由）（以下、「運動協力者名簿」という。）に登録された協力家庭とする。

（交付申請）

第 3 条 推進団体は、「こども 1 1 0 番の家」運動協力者申請書（様式第 1）ならびに運動協力者名簿を作成し、青少年教育課に提出するものとする。

（交付方法）

第 4 条 青少年教育課は、前条の規定による申請があったとき、協力家庭 1 軒につきプレート等のいずれか一つを交付するものとする。

（その他）

第 5 条 この要領に定めのない事項については、青少年教育課が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 1 3 年 9 月 1 0 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

「こども 1 1 0 番の家」とは、地域のこどもが、万一犯罪に巻き込まれそうになったときに、逃げ込み、保護を求めることができる協力家庭（店、事業所等を含む）のことです。

平成 9 年にこどもを狙った痛ましい凶悪事件が頻発したことから「青少年育成大阪府民会議」の提唱により進められ、本市でも、自治会、P T Aを始め、理容店、郵便局やコンビニエンスストアなどの各方面の方々より多くのご協力をいただいています。

教育委員会としましては、この運動が市民にとっての地域社会運動となり、市民相互一層密接な人間関係が築かれ、「地域のこどもは地域で守り、育てる」という地域教育力のさらなる活性化につながることを期待しています。

東大阪市教育委員会 社会教育部 青少年教育課

〒577-8521 東大阪市荒本北 1 丁目 1 番 1 号

東大阪市役所本庁舎 1 6 階

最寄駅：近鉄けいはんな線「荒本駅」

TEL：06-4309-3281 FAX：06-4309-3835

E-mail： seishonen@city.higashiosaka.lg.jp

ウェブサイト： <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>

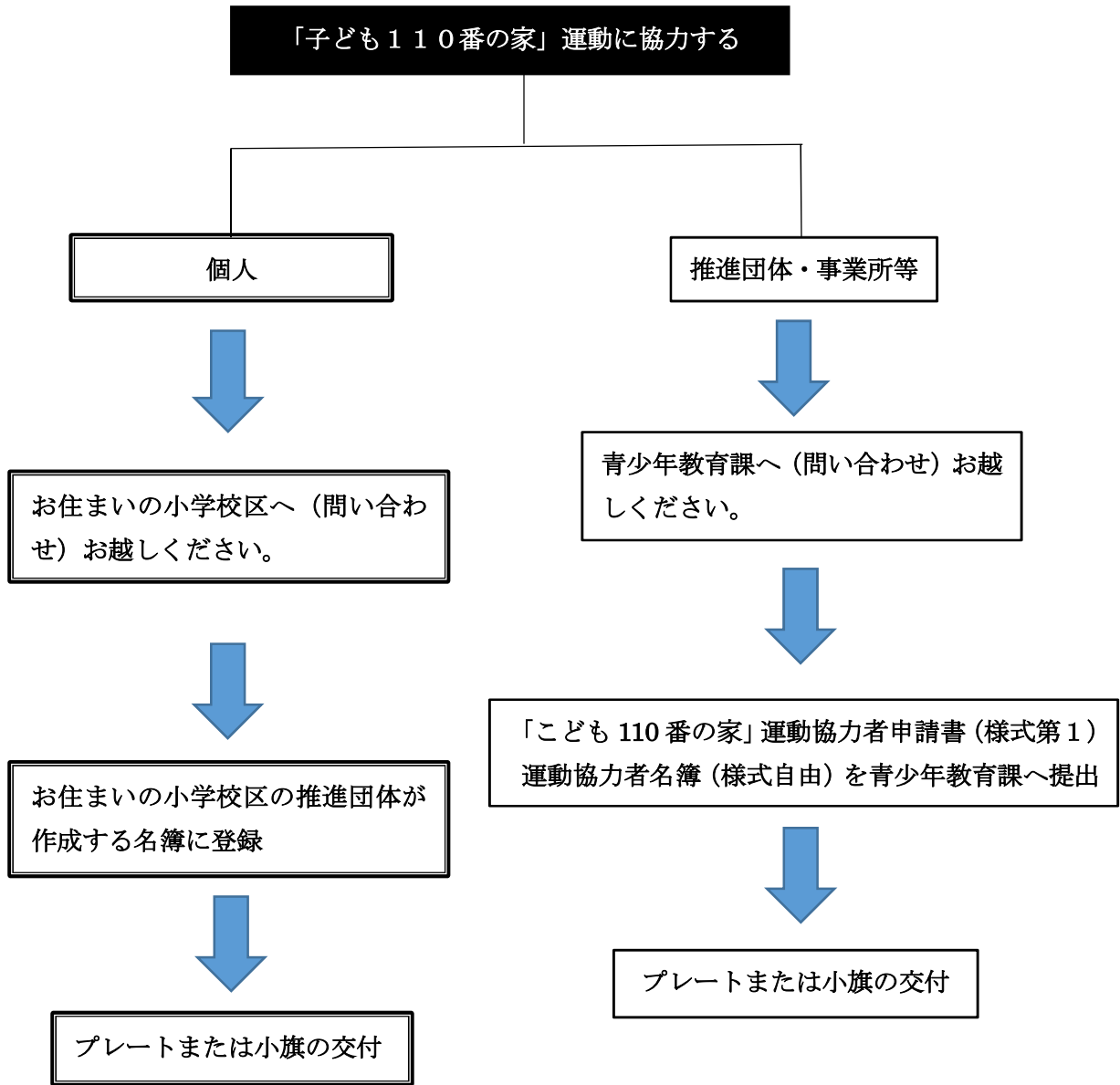
東大阪市 こども 110 番

検索



〈運動プレート又は小旗の交付の流れ〉

（１）新規登録について（新規）



（２）申請内容、名簿に変更がある場合について（追加・変更）

【個人】お住まいの小学校区へ問い合わせください。

【推進団体・事業所等】運動協力者申請書（様式第1）を青少年教育課までご提出ください。
登録軒数や協力者に変更がある場合は、最新の名簿を添付してください。

（３）「子ども110番の家」運動に協力できなくなった場合について（取消申請）

【個人】お住まいの小学校区へ問い合わせください。

【推進団体・事業所等】運動協力者申請書（様式第1）を青少年教育課までご提出ください。

（４）名簿の更新依頼について（更新）

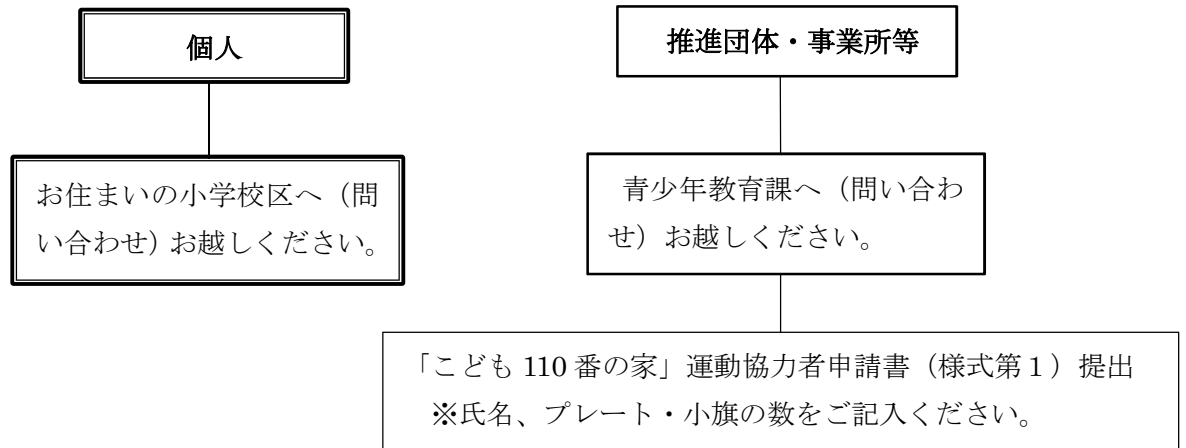
年1回（9月頃）、推進団体・事業所等へ名簿の提出依頼をします。

最新の名簿と「子ども110番の家」運動協力者申請書（様式第1）を青少年教育課へご提出ください。

災害見舞金保険の支給に関係しますので、遺漏のないようお願いします。

（５）プレート又は小旗の交換（破損・摩耗・紛失等による）・追加

※交換について、現在ご使用のプレートまたは小旗を持参いただく必要はありません。



（６）プレート・小旗の仕様について



【プレート】
・横 135 ㍓×200 ㍓
・四隅に穴あり



【小旗】
・旗部分
横 315 ㍓×縦 400 ㍓
・竿部分を含める場合、縦 600 ㍓

（７）災害見舞金保険の加入について

・推進団体または、事業所が作成する「子ども110番の家」運動協力者名簿（様式自由）に基づいて、災害見舞金保険に加入しています。

詳しくは、「子ども110番の家」運動の概要をご参照ください。